

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和6年9月3日（令和6年（行情）諮詢第979号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（行情）答申第834号）

事件名：派遣海賊対処行動航空隊がソマリア領空を飛行するに当たって同国の同意を得たことについて行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月5日付け情報公開第00851号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

意見：ソマリア領空通過許可手続を取っていることは諮詢序が認めている。

本件請求におけるやり取りで、諮詢序は海賊対処行動に係るソマリア領空通過許可手続きを行っていることを認めている（別紙省略）。

そして外務省がホームページ（URL省略）上に掲載している外交史料（別紙省略）によると、領空通過許可申請にあたっては機種・飛行ルート・乗員名簿・コールサイン・飛行期日等の項目を添える必要がある。

以上を鑑みると、諮詢序が特定したとする「派遣海賊対処行動航空隊がソマリア領空を飛行するに当たって同国の同意を得たことについて行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」などという文書名の文書は

存在しない。おそらく許可申請書とそれに対する許可書が存在するはずである。

ちなみに我が国においては国土交通省が領空通過許可申請書の様式（別紙省略）を公開しており（URL省略）、本件対象文書となるソマリア国への許可申請書の記載事項も同様と思われる。日本国の様式を見る限り、本件対象文書の一部は開示可能と思料する。

（添付文書）（省略）

- ・ 別紙1 「R E__ご返事。R e__（外務省からの連絡）行政文書開示請求書に関して」。
- ・ 別紙2 「基本資料」。＊抜粋。
- ・ 別紙3 「領空通過申請書」。＊抜粋。

第3 質問序の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和6年6月4日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、対象文書を特定し、本件対象文書は法10条2項による開示決定期限の延長を行った後、5条3号に該当するため、全不開示（原文ママ）とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和6年8月7日付けで、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示することを求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分にかかる別紙の2に掲げる1文書（本件対象文書）である。

3 原処分について

審査請求人からの本件請求文書の開示請求を受け、別紙の2に掲げる1文書（本件対象文書）を特定し、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがある（原文ママ）。また、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがある。このため、件名及び件数（枚数を含む。）を含めて、法5条3号に該当するため不開示とした。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきであると主張している。
- (2) しかしながら、処分庁は、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記3のとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示

としたものである。よって、審査請求人の主張には理由がなく、原決定を維持することが妥当である。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和6年9月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月30日 | 審議 |
| ④ 同年10月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 令和7年12月4日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 令和8年1月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件対象文書は、特定年度に自衛隊航空機のソマリア領空の通過許可を得るために、我が国とソマリアでやり取りした文書である。本件手続の詳細は公にされておらず、本件対象文書を部分的にせよ我が国が一方的に開示すると、本件手続が推察され、ソマリアとの信頼関係が損なわれるほか、自衛隊航空機のソマリア領空の通過回数等から自衛隊の能力及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるため、不開示とした。

- (2) 本件対象文書を公にすると、ソマリアとの信頼関係が損なわれるとともに、悪意を有する相手方をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあるなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

したがって、本件対象文書は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

派遣海賊対処行動航空隊がソマリア領空を飛行するに当たって同国の同意を得たことに関する行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

[請求趣旨]

派遣海賊対処行動航空隊の活動報告（裏面参照）（資料省略）によると、同隊はソマリア領空を飛行しております。これに当たっては外交ルートを通じて同国の同意を得たものと思われますので、これに関する文書が行政文書ファイル等に綴られているものと思料致します。

2 本件対象文書

派遣海賊対処行動航空隊がソマリア領空を飛行するに当たって同国の同意を得たことに関する行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	本件対象文書	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、件名及び件数（枚数を含む。）を含めて法5条3号に該当するため不開示とした。	法5条3号